

## ① 職場の概要（仕事の内容）

コンプライアンス推進室における主な所掌は以下のとおりです。

1. 国家公務員倫理法関係事務
2. 職員の法令違反行為に関する通報等への対応
3. コンプライアンス研修等、職員の服務規律に関する必要な措置
4. コンプライアンス委員会の庶務

## ② 倫理保持に関連する取組の概要

### 【デジタル庁における取組】

1. 令和7年7月にデジタル庁で発生した懲戒処分案件を受けて、民間専門人材の幹部（CXO、ユニット長）を招集した緊急ミーティングを実施
2. 「民間専門人材を担当する倫理管理官」、「服務規律委員会」及び「コンプライアンス推進室」を設置
3. 庁内で実際に発生した服務規律違反等を題材にした「アニメ動画」を制作し、「必須研修」として研修開講
4. 全庁ミーティング（オールハンズミーティング）において、コンプライアンス担当参事官から、全職員に対して、オリジナルの標語を交えながら、国家公務員倫理法令やその他服務規律の遵守について注意喚起を実施
5. 令和8年2月から、「フルテレワークの管理に関するルール」及び「兼業に関するルール」の強化を実施

## ③ ②に記載した倫理保持に関連する取組の目的及び効果

### 【② 1、2、5 関係】

- ・ 令和7年7月に発生した懲戒処分案件を受けての再発防止策として実施したもの。
- ・ デジタル庁において非違事案が発生した場合、必要に応じて、「服務規律委員会」において、組織として推進すべき取組（再発防止策など）の意思統一を図る。
- ・ 「コンプライアンス推進室」を設置することで、服務規律に関する取組を推進する体制を強化、倫理管理官の支援も含めた、「非違事案を未然に防止するための取組」の推進を図る
- ・ 「兼業報告」及び「フルテレワーク」に関するルールを強化（整備）することで、より適切な職員の管理を実施

### 【② 3、4 関係】

- ・ オールハンズミーティングでは実例を踏まえたオリジナル標語を紹介するとともに、アニメ動画ではデジタル庁職員を登場させ業務の実態に即した内容とするなどにより、職員の倫理意識の向上を図った。

## ④ 職場のPR内容

### 【デジタル庁の主な特徴】

- ・ デジタル庁は、官民融合の組織であり、様々な背景を持った職員が意見交換しながら業務を遂行
- ・ デジタル庁の組織は、プロジェクト制度とユニット制度を導入しており、（戦略・組織グループを除いては、）プロジェクトを中心としたチームを組成し、一人ひとりの人材の専門性（スキル）に応じて、最適なプロジェクトへの配属を機動的に実施。民間人材はリソースユニットに所属し、プロジェクトの要望に応じて配属される体制を導入
- ・ 職員全員が参加できる「オールハンズミーティング」を定期的開催し、幹部との双方向の対話を実現する全庁ミーティングを実施
- ・ デジタル庁ではITツールの導入などのハード面だけでなく、庁内の情報共有やコミュニケーション手法などについてポリシーを定めるなどソフト面での取組みも実施
  - ・ オンボーディング（入庁後にすぐ活躍できる環境の整備）
  - ・ リモート環境（オンラインで会議や議論ができる環境の構築）
  - ・ チャットツール（チャットを用いたコミュニケーションの導入浸透）
  - ・ コミュニケーションポリシー（情報共有やコミュニケーション手法のガイドライン化）